

年金  
だより

# 来月から 国民年金保険料が 11,700円に

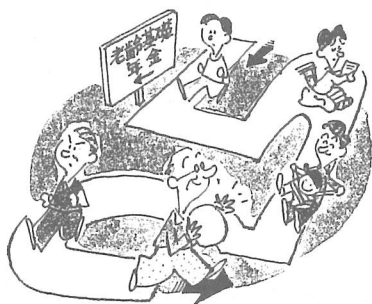
平成7年4月から、国民年金の保険料が月額11,700円(付加保険料を納めている方は12,100円)に引き上げられます。

国民年金制度は老齢、障害、死亡などによって生活の安定がそこなわれる方に年金を支給し、これらの方々が、少しでも安定した生活が送れるようにすることを目的とした社会保障制度の一つです。

年金の財源は加入者のみなさんが、納付している保険料と国の負担金でまかなわれておりますが、高齢化が進むにつれて、年金を受給する方も増え、多くの財源が必要になってきています。

現在の保険料は、年金額からみてまだかなり低めの額となっておりますが、保険料と年金額のバランスや生活水準を考慮し、急激な負担にならないよう段階的に引き上げているわけです。

納める側としては、毎年保険料が引き上げられ、また納付期間も長いので、大変かと思いますが、制度の趣旨を充分ご理解いただき、もれなく納付くださるようお願いいたします。



## 保険料は便利な口座振替で



国民年金の保険料は、町で発行する納付書で毎月金融機関(郵便局は除く)に出向いて納めるようになっていきます。

気をつけているようでもうっかり忘れてたりして、これがたび重なるとう保険料も多額になり、滞納に結びついてしまうこともあります。そして、いざ年金が必要になったときに、受給できないということにもなりかねません。

一年分、または一定期間分の保険料をまとめて前納(4月28日まで)すると、毎月納めに行く手数がはぶけるうえ、割り引きされます。くわしくは、役場年金係(内線247)へお問い合わせください。

## 保険料の前納

かがでしょうか。毎月納めに行く手数がはぶけ、また納め忘れもなく安心です。

手続きは町から送付された納付書、預金通帳、印鑑をお持ちのうえ、役場年金係または預金口座のある金融機関へお申し込みください。

## 保険料を納めるのが困難な方は 保険料の免除手続きを

来月から保険料が引き上げられますが、事故や病気などで働けないなど、収入が少なく保険料の納付が困難な方もいることと思います。このような方は、保険料の免除制度がありますので、印鑑を持参のうえ、5月末日までに役場年金係で手続きしてください。

- ①所得の少ない方や病気やケガなどで経済的に困難な方
- ②保険料の納付が困難な特別な理由のある方
- ③学生であり親元に扶養されている方で親元の収入が一定基準以下の方

